

姫路市自治基本条例の検討体制

1 懇話会の設置

公募委員、学識経験者、市民団体代表等で構成する「自治基本条例検討懇話会」を設置し、総合的かつ専門的な見地から意見を求める。

2 庁内検討体制

次のとおり庁内の推進体制を整える。

- (1) 副市長を長、関係局長等をメンバーとする「自治基本条例検討委員会」を設置する。
- (2) 委員会内に、部長級の職員を中心に構成する「幹事会」を置く。
- (3) 委員会内に、課長補佐・係長級の職員で構成する「ワーキンググループ」及びワーキンググループのリーダー・サブリーダー等で構成する「ワーキンググループ調整会議」を置く。
ワーキンググループのメンバーは、所属長（課長等）と意見調整の上、ワーキンググループでの検討を行うものとする。
- (4) 必要に応じて、局長会議（庁議）への報告を行い、全庁的な周知・調整を図る。

